

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市の特性を生かした良好な景観の形成に関する手続その他必要な事項を定めることにより、大和らしい魅力ある景観の創造に寄与することを目的とする。

【趣旨】

- ・本条は、大和市景観条例の目的について定めたものである。

【解説】

- ・大和市景観条例は、大和らしい魅力ある景観の創造に寄与することを目的に、①景観法の施行に関し必要な事項と、②本市の特性を生かした良好な景観の形成に関する手続その他必要な事項を定めたものである。
- ・本条例における“景観法の施行に必要な事項（法関連制度）”と、“本市の独自の施策に関する事項（独自制度）”との構成区分は、次のとおりである。

条例構成	法関連制度	独自制度	説明
第1章 総則	—	○	
第2章 景観計画	○*	—	*付加事項
第3章 事前協議	(関連有)	○	*法第16条の届出を効果的に運用するための制度として事前協議制度を整備
第4章 行為の制限等	○*	—	*法委任規定 (第13条行為完了届のみ自主規定)
第5章 景観資源	○*	—	*付加事項
第6章 促進地区	—	○	
第7章 支援	—	○	
第8章 雑則	○*	○	*付加事項(法第16条第3項の勧告に関する公表制度)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

【趣旨】

- ・本条は、用語の意義について定めたものである。

【解説】

- ・本条例で使用する用語の意義は、法の例（法第7条）に従うものとする。

景観法

(定義等)

第7条 この法律において「**景観行政団体**」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「**建築物**」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「**屋外広告物**」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「**公共施設**」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「**国立公園**」とは自然公園法（昭和32年法律161号）第2条第2号に規定する国立公園を、「**国定公園**」とは同条第3号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「**都市計画区域**」とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域を、「**準都市計画区域**」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

7 第1項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の30日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体及び公共団体に対し、本市の良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

【趣旨】

- ・本条は、本市における良好な景観の形成に関して、国、地方公共団体及び公共団体に対して、協力を要請することについて定めたものである。

【解説】

- ・本市の良好な景観の形成を図っていくために必要な場合には、国、地方公共団体及び公共団体に協力を要請する。
- ・本条によって、法第16条第6項の協議に関すること以外の事項について、協力を要請することが可能となる。
- ・具体的には、
 - ① 市内において、国・地方公共団体等が行う、法第16条第5項の通知を要する行為以外の行為（建築行為や公共施設整備など）
 - ② 本市に隣接する区域において国・地方公共団体等が行う行為又は景観づくりの取り組み等に関する事項が考えられる。
- ・ここでいう「公共団体」とは、①公共組合（土地改良区・水防事務組合等）、②造営物法人（公団・公庫等）や③公共団体が出資等を行い設立した団体を指している。

第2章 景観計画

(景観計画の策定手続等)

第4条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

【趣旨】

- ・本条は、景観法に基づく景観計画の策定及び変更の手続きに関して、条例で付加する手続について定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・景観計画の策定にあたっては、公正で透明な手続きを確保する観点から、市の附属機関として知識経験者等で構成される大和市街づくり推進会議の意見を聴かなければならないものとする。
- ・都市計画審議会に対しては、景観法において同様の規定（法第9条第2項）がある。これは景観計画が都市計画の内容に関係するものであって、かつ、土地利用等に関する制限等を定めるものであるからである。
- ・これに加えて本条を定める意義は、市民参加をより充実させるとともに、景観に関する専門的な知見を踏まえ、景観計画を策定（変更）するためである。

《第2項関係》

- ・景観計画の変更にあっても、第1項の規定を準用するものである。

(景観形成方針への適合)

第5条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、全ての建築行為等における景観形成方針への適合について定めたものである。

【解説】

- ・法第16条第1項各号に規定される行為（①建築物の建築等、②工作物の建設等、③開発行為（都市計画法第4条第12項）、④条例規定行為（第10条）：木竹の伐採）については、法第16条の届出の対象となる行為に限らず、景観計画に定める良好な景観の形成に関する方針（以下「景観形成方針」という。）に適合するよう努めなければならない。
- ・すなわち、景観計画の景観形成方針は、全ての建築行為等の景観形成の指針として定めたものである。
- ・本条は、事前協議（第6条）における助言又は指導（第7条）の根拠となるものである。

第3章 事前協議

(事前協議)

第6条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為(規則で定める行為を除く。)をしようとする者(以下「行為者」という。)は、当該届出をするまでに、市長と協議を行わなければならない。

2 行為者は、前項に規定する協議を行うに際して、市長に対して協議書その他の規則で定める図書を提出しなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、法第16条の規定による届出対象行為に関する事前協議について定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・本市においては、法第16条の届出対象行為として、建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採のうち一定規模以上の行為に限定し、行為の制限を行うこと(第10条及び第11条)としている。ただし、この制限は、“守るべき最低限の基準”としての性格を持つものである。
- ・そこで、より良好な景観の形成を誘導していくため、届出対象行為について、景観形成における望ましい姿を示した景観形成方針に基づいて事前協議することを義務付けたものである。
- ・なお、事前協議の対象にならない行為を規則で定めている。

施行規則

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条に規定する助言又は指導による変更に係る行為
- (2) 法第16条第3項に規定する勧告による変更に係る行為
- (2) 法第17条第1項又は第5項に規定する命令による変更に係る行為

- ・協議の実効性を確保する観点から、協議しない者に対し協議をするように勧告できる旨を第21条に、その勧告に従わないときその事実を公表できる旨を第22条に規定している。

《第2項関係》

- ・行為者は、協議に必要な書類として、計画の概要を記載した協議書に、規則第4条に定める図書(計画の概要を記載した景観概要書、景観形成方針の適否をチェックする景観チェックシートなど)を添付し、市長に提出しなければならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条第1項に規定する協議に際して、行為者に対し、良好な景観の形成のため必要な助言又は指導をすることができる。

【趣旨】

- ・本条は、前条に係る事前協議に際する助言又は指導について定めたものである。

【解説】

- ・前条に係る事前協議に際して、市長は、良好な景観の形成のため必要な助言又は指導できる。
- ・本条の助言又は指導は、第5条に規定する「景観形成方針への適合」についての努力義務規定に基づき行うものである。

(事前協議の完了)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する協議が完了したと認めるときには、行為者に対し、当該協議が完了した旨及び良好な景観形成のため行うべき措置を記載した書面を交付するものとする。

【趣旨】

- ・本条は、事前協議の完了について定めたものである。

【解説】

- ・市長は、事前協議が完了したときには、行為者に対し、その旨を記載した書面（協議済書）を交付する。
- ・この書面の交付の後、行為者は、法第16条の届出を行うこととなる。
- ・この書面には、良好な景観形成のために行うべき措置を記載することができる。
- ・措置として記載する事項は、例えば、協議において同意に至らなかった内容で、行為の実施までの間に、良好な景観に寄与するものとなるよう検討を求める事項等が考えられる。

第4章 行為の制限等

(行為の届出)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する図書

(2) 計画概要書、景観チェックシートその他の規則で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

【趣旨】

- ・本条は、法第16条の届出の方法について、法の委任規定に基づき定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・法第16条第1項第4号に掲げる行為（第10条：木竹の伐採）の届出の方法については条例に委任されていることから、当該届出の方法を規定している。
- ・なお、同項第1号から第3号及び第2項に掲げる行為の届出の方法は法施行規則第1条に定められているが、併せて規定している。

《第2項関係》

- ・第1項に規定する届出書に添付する図書を定めたものである。（事前協議時の図書と同一となる。）

〈第1号関係〉

○法施行規則第1条第2項に定める図書（案内図、位置図、色彩がわかる立面図など）を添付しなければならない。

〈第2号関係〉

○第1号に規定する図書のほか、規則第6条第2項に定める図書（計画の概要を記載した景観概要書、景観形成方針の適否をチェックする景観チェックシートなど）を添付しなければならない。

○法第16条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者には、罰則（法第102条第1項）が適用されることとなる。

《第3項関係》

- ・前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときとは、添付すべき図書が、第6条の協議において添付した図書と同内容である場合、行為の内容からその添付が明らかに必要無いと認められる場合等が想定される。

(届出が必要な行為)

第10条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、木竹の伐採で、その伐採区域の面積が500平方メートル以上のものとする。

【趣旨】

- ・本条は、法第16条の届出対象行為として、法の委任規定に基づいて条例で定める行為を定めたものである。

【解説】

- ・木竹の伐採について、その伐採区域の面積が500平方メートル以上のものを届出の対象とするものである。
- ・「伐採区域の面積」とは、開発等を行う区域のうち、実際に伐採する木竹が植わっている部分の面積を指す。
- ・法第16条の届出対象行為への追加や適用除外が可能となっているのは、景観計画の区域ごとにその景観特性は異なるものであり、それぞれの地域に応じた届出対象を適切に定めていく必要があるからである。
- ・第10条・第11条では、本市の景観形成において規制誘導することが必要とされる行為を精査し、届出対象行為として規定しているものである。
- ・本条では、木竹の伐採を届出対象として追加するものである。
- ・この届出では、伐採そのものを規制することはできないが、景観的な観点から、樹林地の減少による緑視率低減を抑えることをねらいとしたものである。

(届出の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第3号に規定する行為（前条に規定する行為及び擁壁を建設する行為を除く。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない行為

ア 建築物の新築、増築、改築又は移転で、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。イにおいて同じ。）が10メートルを超えるもの又は延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。イにおいて同じ。）が1,000平方メートル以上のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートル以上のものであって、当該行為に係る部分が当該建築物の見付面積（1つの面における垂直投影面積をいう。以下同じ。）の2分の1以上のもの

ウ 工作物（建築基準法施行令第138条各項に規定する工作物をいう。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転で、その高さが10メートル（擁壁にあつては5メートル）を超えるもの

エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートル（擁壁にあつては5メートル）を超えるものであって、当該行為に係る部分が当該工作物の見付面積の2分の1以上のもの

(3) 法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

【趣旨】

- ・本条は、法第16条の届出の対象行為から適用除外する行為について、法の委任規定に基づき定めたものである。

【解説】

- ・法第16条の届出対象行為への追加や適用除外が可能となっているのは、景観計画の区域ごとにその景観特性は異なるものであり、それぞれの地域に応じた届出対象を適切に定めていく必要があるからである。

- ・第10条・第11条では、本市の景観形成において規制誘導することが必要とされる行為を精査し、届出対象行為として規定しているものである。

〈第1・2号関係〉

- 本市では、地上に造営される構築物（建築物・工作物）を景観形成の観点から規制誘導することを目指し、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等を届出対象とし、開発行為*（都市計画法第4条第12項）を適用除外とするものである。
- *「この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」

〈第3号関係〉

- 他法令によって良好な景観の形成のための措置が講じられる行為は、届出対象から除外するものである。
- 例えば、保安林（森林法第34条第1項、第2項）や特別緑地保全地区（都市緑地法第14条）において許可を受け行う伐採行為が想定される。

《届出対象行為のまとめ》

- 届出対象行為を整理すると以下のとおりとなる。

	行為	規模
第11条 第2号 関係	ア号・建築物の新築、増築、改築または移転	高さが10mを超えるもの、または延べ面積が1,000㎡以上のもの
	イ号・建築物の外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で変更面積が外観の過半となるもの	
第11条 第2号 関係	ウ号・工作物の新設、増築、改築または移転	建築基準法施行令第138条に規定される工作物で、高さが10mを超えるもの ただし、擁壁にあっては、高さが5mを超えるもの
	エ号・工作物の外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で変更面積が見付面積の過半となるもの	
第10条 関係	木竹の伐採	伐採区域の面積が500㎡以上のもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為とする。

【趣旨】

- ・本条は、変更命令の対象となる特定届出対象行為について、法の委任規定に基づき定めたものである。

【解説】

- ・本市では、法第16条にかかる届出対象行為については、第10条及び第11条により、景観に大きな影響を及ぼす行為に限定するものである。
- ・これらの行為が制限基準に適合していない場合には、本市の良好な景観の形成に支障を及ぼすこととなる。
- ・そこで、制限の実効性を高めるため、届出対象とする建築物の建築等、工作物の建設等の全てについて、変更命令の対象となる特定届出対象行為とする。
- ・変更命令（法第17条第1項）に違反した者には、罰則（法第101条第1項）が適用される。
- ・加えて、変更命令（法第17条第1項）に違反した者に対しては、原状回復命令（法第17条第5項）することができる。この原状回復命令（法第17条第5項）に違反した者には、罰則（法第100条）が適用される。

(完了届)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかに、市長に当該行為の完了を届け出なければならない。

【趣旨】

- ・本条は、届出行為の完了の届出について定めたものである。

【解説】

- ・届出行為について、届出内容のとおり実施されたことを確認するため、行為者に完了の届出を義務付けるものである。
- ・本条は、景観法に根拠の無い自主規定である。

第5章 景観資源

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

【趣旨】

- ・本条は、景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の指定手続に関して、条例で付加する手続きについて定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定にあたっては、公正で透明な手続きを確保する観点から、市の附属機関として知識経験者等で構成される大和市街づくり推進会議の意見を聴かなければならないものとする。

《第2項関係》

- ・指定の解除にあっても、第1項の規定を準用する。

《指定の効果》

	景観重要建造物	景観重要樹木
原状変更の規制（許可制）	法第22条	法第31条
所有者等の適正な管理義務	法第25条	法第33条
管理協定（景観行政団体と所有者等）による維持	法第17条第5項	法第36条
建築物外観に関する規制緩和（建築基準法の特例）	建築基準法第85条の2	

第6章 促進地区

（促進地区の指定）

第15条 市長は、景観計画区域のうち、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進する必要があると認められる一定の地区を景観づくり促進地区（以下「促進地区」という。）として指定することができる。

2 一定の地区に住所を有する者並びにその地区内の土地又は建物の所有者及び占有者（以下「住民等」という。）は、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進するため、当該地区を促進地区に指定するよう市長に要請することができる。

3 市長は、促進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、促進地区を指定したときは、これを公告するものとする。

【趣旨】

- ・本条は、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進する目的のため、促進地区の指定について定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・景観計画区域のうち、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進する必要があると認められる一定の地区について、促進地区を指定することができるものである。
- ・必要があると認められる一定の地区とは、次に掲げる地区であって、1以上の街区や、街路を挟んで商店街のようなまとまりを形成している区域等をいう。

① まちづくりに対する関心の高い地区

まちづくり活動が実践されている地区や、建築協定等の締結によって良好な住環境が守られている地区等で、住民等との協働により、景観づくりを進めていくことができると見込める地区。

② 景観的特徴をもつ地区

歴史や自然、文化、都市履歴等における景観的な特徴を持ち、これらを活かした景観づくりに取り組むべき地区。

③ 市街地開発事業を実施する地区

土地区画整理事業等の市街地開発事業に併せ、良好な景観を創出していくべき地区。

④ 景観資源の周辺地区

景観重要公共施設等の景観資源と一体となって、景観づくりを進める地区。

⑤ 大和市のシンボリック景観を形成すべき地区

大和市を代表するシンボリックな景観の形成を進める地区。

《第2項関係》

- ・住民の主体的な取り組みから景観づくりを進めることができるように、住民等が市長に対し、当該地区を促進地区に指定することを要請できることとしている。
- ・要請することができる住民等は、①地区内に住所を有する者、②地区内の土地の所有者及び占有者、③地区内の建物の所有者及び占有者である。

《第3項関係》

- ・促進地区の指定にあたっては、公正で透明な手続きを確保する観点から、市の附属機関として知識経験者等で構成される大和市街づくり推進会議の意見を聴かなければならないものとする。

《第4項関係》

- ・市は、促進地区を指定したときには、その旨を公表するため、公告する。

(促進地区における景観づくり活動団体)

第16条 促進地区内の住民等は、当該促進地区における景観づくりに関する活動を行うことを目的とした団体を設立することができる。

【趣旨】

- ・本条は、促進地区における住民等による景観づくり活動について定めたものである。

【解説】

- ・促進地区の景観づくりを進めていくためには、地区住民等の参加と協力が必要である。そこで、市と住民等との協働による景観づくりを図っていくため、地区住民等による景観づくり活動の母体となる活動団体について、本条に位置づけるものである。
- ・なお、この団体の活動に対して、市が支援できるように、当該団体を大和市みんなの街づくり条例に基づく街づくり活動組織に位置づけ、この条例の支援制度を活用できるようにするものとする。

(景観づくりの基本方針の作成)

第17条 市長は、促進地区を指定したときは、促進地区内の住民等の意見を聴き、当該促進地区の景観づくりの基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

2 市長は、基本方針を作成するに当たっては、促進地区において前条に規定する団体が設置されているときは、当該団体と協議しなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、促進地区の景観づくりの基本的な方針の作成について定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・促進地区指定の目的は、当該地区の景観づくりを進めていくための方針となる「促進地区の景観づくりの基本的な方針」を作成することである。
- ・この基本方針については、促進地区内の住民等の意見を聴きながら作成する。
- ・住民等の意見を聴く方法としては、研究会、ワークショップ、パブリック・コメント等が想定される。

《第2項関係》

- ・地区内に第16条の景観づくり活動団体が設置されている場合には、この団体と協議し作成する。

(景観計画への反映)

第18条 市長は、基本方針を作成したときは、これに基づいて促進地区の区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項その他の必要な事項を定めるため、景観計画を変更することができる。

【趣旨】

- ・本条は、促進地区の基本方針について、景観計画に反映する旨を定めたものである。

【解説】

- ・促進地区景観づくり基本方針に基づく景観づくりのため、この基本方針を景観計画に位置づけることで、法の届出による規制誘導を図るものである。
- ・景観計画に位置づけるとは、景観計画を変更し、促進地区の区域における景観形成方針と行為の制限を加えることを指す。
- ・また、届出対象行為についても地区独自の内容とする場合には、あわせて景観条例を改正する必要がある。

(促進地区の解除)

第19条 市長は、次に掲げる場合には、促進地区の指定を解除することができる。

- (1) 基本方針に基づいて景観計画を変更する等の方法により指定の目的を達成したとき。
- (2) 基本方針を作成することができなくなった等指定の目的を達成できないことが明らかになったとき。

2 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

【趣旨】

- ・本条は、促進地区の指定の解除について定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・促進地区の指定を解除できる場合は、次のとおりである。

〈第1号関係〉

- 促進地区における景観づくりに関して、その実現策を景観計画に位置づけたことで、地区指定の目的が達成されたとき。
- 実現策としては以下の例が考えられる。
 - ① 景観計画の特定地区に位置づける
 - ② 景観地区とする
 - ③ 地区計画（地区計画形態意匠条例）を定める
 - ④ 景観協定を認可する

〈第2号関係〉

- 住民等の合意形成を図ることが不可能である等、地区指定の目的を達成することができないことが明らかになったとき。

《第2項関係》

- ・促進地区の指定の解除をする場合には、指定と同様の手続きを経るものとする。
- ・すなわち、①指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならないこととし（第15条第3項の準用）、②指定を解除したときには、これを公告するものとする（第15条第4項の準用）。

第7章 支援

第20条 市長は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観づくりに関する活動を行う者に対し、技術的支援を行い、又は活動に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適正な保全のため必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、技術的支援を行い、又はその保全に要する費用の一部を助成することができる。

【趣旨】

- ・本条は、景観づくりに関わる活動等への支援について定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・景観づくりに関する活動を行う者に対して、職員や専門家による助言等の技術的な支援や、その活動に要する費用の一部を助成することができるものとする。

《第2項関係》

- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の適正な保全のため、その所有者又は管理者に対して、職員や専門家による助言等の技術的な支援や、その活動に要する費用の一部を助成することが出来るものとする。

第8章 雑則

(勧告)

第21条 市長は、第6条第1項に規定する協議を行わない者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

【趣旨】

- ・本条は、条例上の手続き違反に対する勧告について定めたものである。

【解説】

- ・第6条の協議は、法の届出に付加するもので、相手方の任意の協力によって行うものである。
- ・よって協議することについて、任意の協力を求めるための行政指導の方法として、勧告を規定するものである。

(公表)

第22条 市長は、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、氏名、当該事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見を聴かななければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

【趣旨】

- ・本条は、前条の勧告に従わない者に対して、その旨を公表することについて定めたものである。

【解説】

《第1項関係》

- ・行政指導の実効性の確保の観点から、勧告に従わない者に対して当該事項を公表することができることとする。
- ・公表の方法は、大和市掲示場への掲示その他の方法によるものとする。
- ・正当な理由とは、天災等により履行することができない場合などをいう。

《第2項関係》

- ・行政手続条例の規定に従い公表を行う際の手続きとして、相手方に意見を述べる等の機会を与えることを規定する。

《第3項関係》

- ・公表にあたっては、公正で透明な手続きを確保する観点から、市の附属機関として知識経験者等で構成される大和市街づくり推進会議の意見を聴かななければならないものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- ・本条は、条例の施行に関して必要な事項について、規則へ委任することについて定めたものである。

【解説】

- ・規則とは、大和市規則第64号大和市景観条例施行規則（平成20年10月1日施行）を指す。